

西東京市子供の医療費の助成に関する条例（平成13年西東京市条例第108号）による子供の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	西東京市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	74-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	西東京市子供の医療費の助成に関する条例（平成13年西東京市条例第108号）による子供の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		西東京市個人番号の利用に関する条例別表第1第2の項 西東京市子供の医療費の助成に関する条例（平成13年西東京市条例第108号）による子供の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法（昭和46年法律第73号）第1条及び第3条第1項	西東京市子供の医療費の助成に関する条例（平成13年西東京市条例第108号）第1条及び第3条第1号

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第1条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、（児童を養育している者）に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 第3条 この法律において「（児童）」とは、（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないもの）をいう。</p>	<p>第1条 この条例は、（乳幼児又は児童（以下これらの者を「子供」という。）を養育している者）に対し、子供に係る医療費の一部を助成することにより、子供の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する子供を養育している者であつて、その者が養育する子供の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		西東京市子供の医療費の助成に関する条例西東京市子供の医療費の助成に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	西東京市子供の医療費の助成に関する条例第3条1項
事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号イ	西東京市子供の医療費の助成に関する条例施行規則第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号ロ	西東京市子供の医療費の助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
---------------	------------------	------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項6号	西東京市子供の医療費の助成に関する条例9条第1項
事務の内容	児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務	変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項6号イ	西東京市子供の医療費の助成に関する条例施行規則第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項6号ロ	西東京市子供の医療費の助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2016年10月11日
独自利用事務の対象者	市の区域内に住所を有する子供を養育している者

番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	18
保護評価書の名称	児童手当等に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E8%A5%BF%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E5%B8%82&ev_name=%E5%85%90%E7%AB%A5%E6%89%8B%E5%BD%93%E7%AD%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=31&opn_date_from_month=%EF%BC%91&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=4&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=7&count=20
委任関係	